

## ハイライト:

- ・平成16年4月スタートの消費税はこのように改正されます。
- ・この夏の賞与に対して納付する社会保険料は大幅にアップします。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
消費税法改正の詳細	1
総報酬制導入後の賞与について	2

梅雨の入りがそろそろ聞かれる頃となって参りました。第14号では、平成15年度の税制改正のうち納付税額にダイレクトに関係してくる消費税の改正及びこの4月から導入された総報酬制によって夏の賞与がどのような影響を受けるのかについて解説しました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 消費税法改正の詳細

平成15年度税制改正のうち、納税にダイレクトに影響を及ぼす消費税の改正について、今号ではより詳細に解説していきます。

#### <消費税を納めなくてもすむ免税点が3,000万円から1,000万円へと引き下げられました！>

従来は、基準期間(通常は前々年度)の課税売上高が3,000万円以下であれば消費税の納付義務を負わない免税事業者となることができました。しかし平成16年4月1日以後に開始する課税期間からは、この免税点が1,000万円へと引き下げられます。従って今までは免税事業者であっても、今後は消費税を納めなければいけなくなる会社数が相当増えると思われま

す。3月決算法人では、平成14年4月～平成15年3月までの課税売上高をもとに、9月決算法人では平成14年10月～平成15年9月までの課税売上高をもとに、課税業者となるのか免税業者となるのかを判断します。そしてその期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、3月決算法人では平成16年4月～平成17年3月の決算期から、9月決算法人では16年10月～平成17年9月の決算期から、課税業者となることとなります。

免税業者となるかならないかは、その営業年度の課税売上高ではなく、基準期間(通常は前々年度)の課税売上高で行います。つまり、平成16年4月～平成17年3月の営業年度の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成14年4月～平成15年3月の営業年度の課税売上高が1,000万円を超えていれば消費税の納税義務者となりますのでご注意ください。

平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
課税売上高 2,500万円	2,000万円	1,000万円
前々事業年度が1,000万円超のため 当期は1,000万円であっても課税業者		

## <簡易課税制度を選択できる課税売上高が2億円から5,000万円へと引き下げられます！>

平成16年4月以降に開始する事業年度より課税業者となる会社は、原則課税と簡易課税のいずれの方法で消費税の申告を行うのか、あらかじめ検討する必要があります。

原則課税とは、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付税額を算出する方法です。簡易課税とは、会社が行う事業によって、5つに区分されたみなし仕入率を用いて納付する消費税の金額を簡便に計算する方法です。

簡易課税を選択する場合には、適用したい事業年度の開始日より前に選択届出書を提出しなくてはなりません。但し、一度簡易課税制度を選択すると最低2年間は取り止めることができませんので、少なくとも今後2年間における設備投資計画等を考慮し、原則課税とどちらが有利になるのか検討する必要があります。(事業者免税点の引下げにより新たに課税業者となる者の最初の課税期間については、その課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができる経過措置が設けられています)

なお、簡易課税制度を選択できる適用上限は、平成16年4月1日以後に開始する課税期間から、2億円が5,000万円へと引き下げられています。従って現在簡易課税制度を適用していても、平成14年4月～平成15年3月までの課税売上高(3月決算会社の場合)が5,000万円を超えていれば、平成16年4月～平成17年3月期では簡易課税制度は適用できませんので注意が必要です。

## <平成16年4月1日から総額表示が義務づけられます>

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売を行うにあたっては、あらかじめその取引価格を表示する場合、消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めた価格を表示することが義務づけられます。例えば1,000円、消費税50円の物品を消費者に売る場合には、

1,050円(うち消費税等:50円)、 1,050円(本体価格:1,000円、消費税等:50円)、  
1,050円(税込み)、 1,050円、 1,000円(税込み:1,050円)

のように表示することになります。なおこの表示対象は消費者であるため、事業者間取引にはこの総額表示義務は適用されません。

参考) 健康保険 8.5% 8.2% 介護保険料 1.07% 0.89%  
厚生年金 17.35% 13.58% へと4月分より料率変更されました  
この4月から介護保険料及び児童手当拠出金(0.9/1000)が

## 総報酬制導入後の賞与について

平成15年3月までの社会保険料では、賞与は負担の少ない特別保険料のみとなっていました(事業主及び従業員あわせて健康保険8/1000、厚生年金10/1000)。しかしこの方式では、同じ年収であっても賞与の比率が高い人ほど保険料の負担が少なくすむという不公平な点が問題視されていました。そのためこの4月から総報酬制が導入され、賞与についても標準報酬月額と同じ料率で保険料が徴収されることになりました。

この結果賞与単独としての保険料は、特別保険料だった頃と比較すると、従業員負担分及び事業主負担分共に10倍以上の負担となります。賞与で住宅ローンを返済している従業員もいるかと思いますので、賞与からの保険料控除額が今までと比べると増大することをあらかじめアナウンスしておく必要があるでしょう。事業主側も一度に多額の保険料を納付しなければならなくなりますので、事前に資金繰りを計算しておく必要があります。スケジュールとしては、7月に賞与支給の会社の場合には、支給日から5日以内に賞与支払届を社会保険事務所へ提出し、賞与にかかる保険料の納付を翌月の8月末日に行うこととなります。

ただし、月々の給料にかかる保険料は、従来よりも減少しているはずですので(料率が下がっています)、1年間をならしてみた場合には社会保険料の総額は必ずしも増額しているというわけではありません。

中村公認会計士事務所

埼玉県さいたま市浦和区

岸町7-9-19

電話 048(834)1598

Fax 048(834)1594

Email nakamura-cpa@jcom.  
home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。